

5 平成19年度京都市新型インフルエンザ訓練における衛生公害研究所健康危機管理委員会の設置及び訓練の概要
(平成19年12月18日実施分の抜粋)

(1) 訓練内容

ア 場面設定

現在、アジア B 国では新型インフルエンザが流行しており、B 国から帰国後の男性が、A 県で新型インフルエンザを発症し、B 国からの帰国者及びその関係者からの問い合わせが保健所に殺到しています。

国内では、新型インフルエンザ患者が発生していますが、感染集団は限定的で、各保健所内に設置した発熱相談センターには、相談が殺到しているため、保健福祉局が市立病院に発熱外来を設置しました。

発熱外来では、発熱のある患者さんの中から、新型インフルエンザ疑いのある患者を選別するトリアージが行われ、疑わしい者は、専用診察室での診察及び検体採取を行います。

イ 所内体制について

- (ア) 市立病院で行われる訓練に合わせて、京都市衛生公害研究所健康危機管理要領（以下「要領」という。）に基づき、当研究所内に健康危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（既に、本庁に新型インフルエンザ対策本部は立ち上がっている。）
- (イ) 委員会は、所長を委員長として、次長以下幹部職員を中心として構成され、本庁の対策本部と連携して、要領に基づき、検査及び近隣他府県の発生状況の把握を中心とした情報収集等の体制を整えている。
- (ロ) 午後3時30分、中京保健所職員が検体（10検体）を専用容器に入れ当研究所に搬入する。
- (ハ) 検体到着後、管理課担当課長が行政検査依頼書を確認する。中京保健所職員は、6階微生物部門の無菌検査室へ検体を搬入する。搬入には管理課担当課長が同行する。
- (ニ) 当研究所の職員が検体を受け取り、安全キャビネット内で検体と検査依頼書を照合する。照合確認ができれば、その旨を委員会に電話等により報告する。
- (ホ) その後、速やかに検査を行う。

ウ 検査体制について

- (ア) 防護服着用の検査担当者（2人）が無菌検査室で検査を行う。
- (イ) 検査は簡易キット、RT-LAMP法及びPCR法にて行う。（今回は簡易キットによる検査だけを行う。）
 - a 簡易キットでは、約20分でインフルエンザのA型、B型の判定が可能である。
 - b RT-LAMP法では約4時間、PCR法では最短で約8時間でAH5型の判定が可能（AH7、AH3、AH1も同時に行う。）である。

エ 検査結果及び報告

- (ア) インフルエンザAH5型が検出された場合（今回は、2検体擬陽性を想定）、各検査の段階で、結果を委員会に報告する。
- (イ) 委員会は、インフルエンザAH5型が検出されたことを地域医療課及び国立感染症研究所に報告する。（想定）
- (ロ) 国立感染症研究所に検体を所定の保冷容器（4℃）に入れ、担当者が搬送する。（想定）

(2) 京都市新型インフルエンザ訓練における衛生公害研究所健康危機管理委員会総括（確認事項）

ア 職員の召集

- (ア) 管理課長が、健康危機管理要領に基づき、電話連絡により健康危機管理委員を召集したが、電話だと漏れが発生するおそれがあるので、召集は、館内放送によることを原則とすることとした。しかし、館内放送が届かなかった室もあることから、電話連絡を併せて行うことが必要である。
- (イ) 事案ごと（特に未知物質の場合）に、各部門の係長、課長補佐級職員が健康危機管理委員会の委員（委員長の指名による。）として参加する。
- (ロ) 今回の委員会に情報担当として、疫学部門から2名参加してもらったが、記録担当の書記が必要なため、次回からは管理係から1名参加する。報告・連絡事項については連絡用紙等を用いる。
- (ハ) 勤務時間外における非常時の職員の召集範囲については、所長が決定する。

イ 情報収集

- (7) 健康被害が想定される事項については、各部門で整理しておく。
- (4) H-CRISIS（健康危機管理支援情報システム）については、各部門で登録し、内容を精査し整理しておく。（疫学情報部門からパスワード配布済）

ウ 所内への周知

- (7) 所内への周知は、メールで行う。各メールの発信者を所長とするため、所長のパソコンを使用してメールを送信する。
- (4) 各部門の係長（イントラパソコン配備者）は、庁内メールを開けておき、常時内容が把握できるようにしておく。
- (6) 送信メールの内容を検討するため、委員会場に白板（ホワイトボード）を設置することとし、メールの内容は管理課長が指示する。

エ 検体の受け渡し

- (7) 検体の受け渡しに関わる者は、感染防止のため、白衣、マスク、ゴーグル及びゴム手袋を必ず装着する。
- (4) 検体搬入の容器は、ふた付きのステンレスの容器にしたほうがよい。

オ 検査結果報告

- (7) 委員会で承認された検査結果については、管理課担当課長から地域医療課へ電話連絡がされた。
- (4) 委員長への報告・連絡事項については、連絡用紙等を用いる。その様式を統一的なものにすべきかどうかについては、今後の検討課題とした。

カ 報道対応

危機事態が発生したときは、報道機関からの取材は受けない。本庁関係課対応とする。

キ その他

- (7) 地域医療課との連携が不十分なところがあった。今後の課題である。
- (4) 今回は、標準行動チェックリスト（10 ページ）を用いたが、時系列の進行管理表が必要である。

京都市衛生公害研究所健康危機管理実施要領（参考）

（趣旨）

第1条 この要領は、保健衛生に係る危機、環境に係る危機その他の市民の健康に著しい被害を及ぼすと認められる危機が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「健康危機発生時等」という。）において、京都市衛生公害研究所（以下「研究所」という。）が、本市の検査分析機関及び感染症情報センターとしてとるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健衛生に係る危機 京都市危機管理基本計画に定める危機カテゴリー3のうち、大規模な食中毒、食品等への有害物質の混入及び感染症の発生をいう。
- (2) 環境に係る危機 京都市危機管理基本計画に定める危機カテゴリー3のうち、光化学スモッグによる被害及び生活用水等の汚染をいう。
- (3) 健康危機管理体制 前2号に掲げる危機その他の市民の健康に著しい被害を及ぼすと認められる危機（以下「市民の健康に係る危機」という。）に対応するため、所長の命により、特別に研究所内に敷かれた体制をいう。
- (4) 健康危機管理業務 市民の健康に係る危機に対応するため、研究所内において行う、検査、分析及び情報処理並びにそれらの業務の遂行に付随する庶務関係事務をいう。
- (5) 健康危機管理委員会 第5条の規定による健康危機管理委員会をいう。
- (6) 保健福祉局食中毒対策本部 京都市食中毒対策要綱第5の1に掲げる保健福祉局食中毒対策本部をいう。
- (7) 保健衛生推進室感染症対策本部 京都市感染症健康危機管理実施要領5(1)アに掲げる保健衛生推進室感染症対策本部をいう。
- (8) 保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部 新型インフルエンザ対策行動計画1(3)の表の右欄に掲げる保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部をいう。

（健康危機管理体制の発動等）

第3条 所長は、保健福祉局に保健福祉局食中毒対策本部が設置されたとき、及び保健福祉局保健衛生推進室に保健衛生推進室感染症対策本部又は保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部が設置されたときは、直ちに健康危機管理体制を発動するとともに、健康危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）を設置する。

- 2 所長は、前項の規定によるもののほか、危機発生時等の状況に応じて、健康危機管理体制を発動し、及び危機管理委員会を設置することがある。
- 3 健康危機管理体制発動時の標準的な業務の流れは、別表のとおりとする。

（健康危機管理体制発動の効果等）

第4条 研究所の職員（以下「所員」という。）は、健康危機管理体制が発動されたときは、他の業務に優先して、健康危機管理業務を遂行するものとする。

- 2 所長は、健康危機管理体制を発動したときは、所員に対し、その休暇の取消し又は変更を求めることがある。
- 3 所長は、健康危機管理体制を発動したときは、災害その他の緊急時の招集体制に準じて、勤務時間外（休日等勤務を要しない日を含む。）においても関係所員を招集することがある。
- 4 所員は、前2項の規定による要請又は招集があったときは、出来る限りそれに応じるように努めるものとする。

（危機管理委員会）

第5条 危機管理委員会は、所長、次長、管理課長、管理課担当課長及び各部門の担当課長並びに所長が指名する者によって組織する。

2 委員長その他の委員（以下「委員等」という。）の役割等は、次の表に掲げるところによるものとする。

委員の名称		担当職名	権限及び分担業務
(1)	委員長	所長	ア 危機管理委員会を主宰すること。 イ 研究所の健康危機管理業務を統括すること。
(2)	副委員長	次長	ア 委員長を補佐すること。 イ 所長が不在のときに委員長の職を代理すること。 ウ 市民の健康に係る危機に対する医学的又は公衆衛生的状況判断 エ 健康危機管理業務全般に対する医学的又は公衆衛生的見地からの指導、助言及び監督 オ 市民の健康に係る危機の原因となる微生物その他の生物及び化学物質その他の物質（以下「原因生物等」という。）の検査及び分析（以下「検査等」という。）の結果に対する最終的判断
(3)	委員	管理課長	ア 危機管理委員会の設置に関する事務的な調整 イ 所員の勤務体制等の調整（研究所内の労働組合との折衝に関することを含む。） ウ 市役所、府庁、警察、保健所その他の関係機関との連絡及び調整（管理課担当課長及び疫学情報担当課長の所管に属するものを除く。） エ 情報（管理課担当課長及び疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。）の収集及び保管並びに委員等への伝達 オ 研究所外への情報の提供に関する事務の統括（報道機関への対応を含む。） カ アからオまでに掲げるもののほか、他の委員の所管に属さない業務
(4)	委員	管理課担当課長	ア 危機管理委員会における技術的事項に関する調整 イ 検査等（これらに関する情報処理その他の付随業務を含む。）に従事する所員の配置及び具体的業務の調整 ウ 市役所、府庁、警察、保健所その他の関係機関との技術的事項に関する連絡及び調整（疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。） エ 検体、試料等の受取り オ 技術的事項に関する情報（疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。）の収集及び保管並びに委員等への伝達 カ 検査等の結果の市役所関係部局等への報告
(5)	委員	疫学情報部門担当課長	ア 国立感染症研究所その他の感染症取扱機関との連絡及び調整 イ 国立感染症研究所からの感染症情報その他の疫学的情報の収集及び保管並びに委員等への伝達 ウ 国立感染症研究所への報告及び情報の提供 エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、本市の感染症情報センターとしての業務
(6)	委員	検査部門担当課長	原因生物等に関する検査等の実施（これらに関する情報処理、委員等への報告その他の付随業務を含む。）

（関係情報の共有化）

第6条 疫学情報部門担当課長は、健康危機管理体制が発動されたときは、直ちに、所内のLAN、本市の行政業務情報システム上の所属掲示板その他の合理的な手法により、所員間の市民の健康に係る危機に関する情報の共有化を図るものとする。

（健康危機管理体制の解除）

第7条 所長は、研究所内の健康危機管理体制の発動が第3条第1項の規定によるものである場合において、同項に掲げる対策本部が解散したときは、速やかに、研究所内の健康危機管理体制を解除する。

2 所長は、健康危機管理体制の発動が第3条第2項の規定によるものであるときは、次長が、医学的又は公衆衛生的状況判断により、当該市民の健康に係る危機が沈静し、又は終息したと認めるときは、健康危機管理体制を解除する。

3 所員は、健康危機管理体制が解除されたときは、速やかに、通常の業務に復帰するものとする。

(事後評価等)

第8条 危機管理委員会は、前条第1項及び第2項の規定により健康危機管理体制が解除された後において、事例を検証し、教訓を生かすため、次の各号に掲げるところにより、事後評価等を行うものとする。

- (1) 事例検証のための研究会の開催
- (2) 事例に基づく啓発活動（ホームページ、消費者コーナーニュース等への掲載）
- (3) 他の関係機関等への報告（事例報告、情報交換、情報提供等）
- (4) 事例についての記録及び保存（データベース化を含む。）

(危機管理委員会の解散)

第9条 所長は、前項の規定による事後評価が終了したと認めるときは、危機管理委員会を解散する。

(平常時における準備行為等)

第10条 各部門の担当課長は、健康危機管理体制発動時において他の部門に属する所員が当該検査等を行う場合においても、速やかに当該検査等が行えるように、健康危機管理業務に係る検査等の標準的な手法等を記した標準作業手順書を作成し、常備し、及び必要に応じて改訂するものとする。

- 2 管理課長は、健康危機管理体制が発動された場合において、直ちに関係所員の招集ができるよう、所員の緊急連絡体制の整備するものとする。
- 3 研究所は、市民の健康に係る危機が発生した場合において、円滑に健康危機管理業務が遂行できるよう、常日ごろから、次の各号に掲げる事項その他の準備に努めるものとする。
 - (1) 検査機器、検査キット、採取用具その他の検査等に必要な機器等の整備
 - (2) 市民の健康に係る危機に関係が深いと考えられる細菌等の標準株、標準品、試薬、試料その他の検査及分析に必要な試料等の整備
- 4 研究所は、健康危機管理業務に係る検査等への適応能力を向上させるため、最新の検査機器等の計画的な導入を図り、検査機器等の更新及び整備に努めるものとする。
- 5 研究所は、検査等に従事する所員の安全を確保するため、及び危機発生時等において当該現場で試料・検体を採取する必要が生じた場合に備えて、防護用具、防護服等の整備に努めるものとする。
- 6 研究所は、確実に健康危機管理業務が遂行できるよう、常日頃から人材の育成に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 研究所は、危機発生時等において必要な連携が図れるよう、常日頃から、次の各号に掲げる研究検査機関、近隣の地方衛生研究所、主要な医療機関その他の関係機関との協力体制の構築に努めるものとする。

- (1) 国立感染症研究所
- (2) 国立保健医療科学院
- (3) 国立医薬品食品衛生研究所
- (4) 国立環境研究所
- (5) (財) 日本中毒情報センター

(市民への啓発及び広報)

第12条 研究所は、次の各号に掲げる刊行物等により、市民に対して感染症の予防や食中毒の予防に対する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

- (1) 消費者コーナーニュース
- (2) 京都市感染症週報及び月報並びに京都市こどもの感染症

(3) インターネットホームページ

(4) 出前環境教室，夏休み中学生のための生活環境教室その他の行事又は事業

附 則

この要領は，平成19年12月11日から施行する。

別 表

段階	項 目	担 当	関係課等	内 容
1	対策本部設置の連絡の受領	管 理 課 長	市 役 所 主 管 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長にその旨を報告する。 ・ 管理課担当課長に情報の概要を伝達する。
2	危機管理委員会の設置	所 長	管 理 課 長	管理課長に危機管理委員会を設置するよう指示する。
		管 理 課 長	各 委 員	各委員に危機管理委員会を設置する旨及び所定の場所に参集するよう連絡する。
3	健康危機管理体制の発動等	所 長	各 委 員	危機管理委員会において，健康危機管理体制の発動を宣言する。
		管理課担当課長		当該危機の概要について各委員に説明する。
4	検体等の受領及び保管	管理課担当課長	関係保健所等	適切な方法により検体等を受取り，保管する。
5	検査等担当部門の決定		検査部門担当課長	当該検体等の種類等に応じて，検査等を担当する部門を決定し，当該担当課長に検体等の検査等を委ねる。
6	人員等の調整依頼	当該検査部門担当課長	管理課担当課長	一の部門の人員及び機材では迅速な対応が困難であると判断するときは，他の部門からの人員等の調達等を依頼する。
		管理課担当課長	管理課長及び関係部門担当課長	管理課長及び関係部門担当課長と協議のうえ，必要に応じて，人員の編成及び機材の共同使用について調整する。
7	危機管理委員会の散会	—		検査等の結果が出るまで，一時散会する。
8	検査の実施等	当該検査部門担当課長	—	健康危機管理業務検査等標準作業手順書標準に従い，速やかに検査等を行う。
			次 長	結果が出た時は，直ちに次長に報告する。
		管 理 課 長 及 び 管 理 課 担 当 課 長	管 理 課 長 及 び 管 理 課 担 当 課 長	次長の承諾を得た後，管理課長及び管理課担当課長にその旨を連絡する。
		管 理 課 長	所 長	結果報告があったことを所長に連絡する。
9	危機管理委員会の再開	管 理 課 長	各 委 員	各委員に危機管理委員会の再開を連絡する。
10	検査結果の説明及び承認	次長及び当該検査部門担当課長	所長及び各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査等の結果を各委員に説明し，検討を加える。 ・ その後に，所長の承認を得る。
11	検査結果の報告等	管理課担当課長	市役所主管課	当該検査等の結果をファックスその他の適当な手段により報告する。

備考 ここに掲げる業務の手順は，標準的なものである。したがって，危機の程度，被害発生等の規模，検体等の質及び量，検査等の難易度その他の事由により，段階の最初又は途中から繰り返されたり，省略されたりすることがある。

衛生公害研究所健康危機管理委員会標準行動チェックリスト

段階	項目	担当	関係課等	内容	実施記録[予定時刻]
1	対策本部設置の連絡の受領	管理課長	市役所主管課	<ul style="list-style-type: none"> 所長にその旨を報告する。 管理課担当課長に情報の概要を伝達する。 	: <input type="checkbox"/> [12:58 (想定)]
2	危機管理委員会の設置	所長	管理課長	管理課長に危機管理委員会を設置するよう指示する。	: <input type="checkbox"/> [12:59 (想定)]
		管理課長	各委員	各委員に危機管理委員会を設置する旨及び所定の場所に参集するよう連絡する。	: <input type="checkbox"/> [13:00]
			組合代表	健康危機管理体制の発動について情報提供する。	: <input type="checkbox"/> [13:05]
3	健康危機管理体制の発動等	所長	各委員	危機管理委員会において、健康危機管理体制の発動を宣言する。	: <input type="checkbox"/> [13:10]
		管理課担当課長		当該危機の概要について各委員に説明する。	: <input type="checkbox"/> [13:11]
—	危機管理委員会の散会	—	—	検体搬入まで、一時散会する。(所長判断により有無決定)	適宜
4	検体等の受領及び保管	管理課担当課長	関係保健所等	適切な方法により検体等を受取り、保管する。	: <input type="checkbox"/> [15:30]
5	検査等担当部門の決定		検査部門担当課長	当該検体等の種類等に応じて、検査等を担当する部門を決定し、当該担当課長に検体等の検査等を委ねる。	: <input type="checkbox"/> [15:35 (想定)]
6	人員等の調整依頼	当該検査部門担当課長	管理課担当課長	一の部門の人員及び機材では迅速な対応が困難であると判断するときは、他の部門からの人員等の調達等を依頼する。	今回の事例は、一の部門で対応可能と判断しているので、この段階は、省略する。
		管理課担当課長	管理課長及び関係部門担当課長	管理課長及び関係部門担当課長と協議のうえ、必要に応じて、人員の編成及び機材の共同使用について調整する。	
—	危機管理委員会の散会	—	—	検査等の結果が出るまで、一時散会する。(所長判断により有無決定)	適宜
7	検査の実施等	当該検査部門担当課長	—	健康危機管理業務検査等標準作業手順書標準に従い、速やかに検査等を行う。	: <input type="checkbox"/> [15:35]
			次長	結果が出た時は、直ちに次長に報告する。	: <input type="checkbox"/> [16:25]
			管理課長及び管理課担当課長	次長の承諾を得た後、管理課長及び管理課担当課長にその旨を連絡する。	: <input type="checkbox"/> [16:27]
		管理課長	所長	結果報告があったことを所長に連絡する。	: <input type="checkbox"/> [16:27]
8	危機管理委員会の再開	管理課長	各委員	各委員に危機管理委員会の再開を連絡する。	: <input type="checkbox"/> [16:30]
9	検査結果の説明及び承認	次長及び当該検査部門担当課長	所長及び各委員	<ul style="list-style-type: none"> 検査等の結果を各委員に説明し、検討を加える。 その後、所長の承認を得る。 	: <input type="checkbox"/> [16:30+α]
10	検査結果の報告等	管理課担当課長	市役所主管課	当該検査等の結果をファックスその他の適当な手段により報告する。	: <input type="checkbox"/> [16:30+α (想定)]